

BROOKS AUTOMATION

SUPPLIER CODE OF CONDUCT CERTIFICATION

ブルックス・オートメーション

サプライヤー行動規範

1. はじめに

本サプライヤー行動規範（以下、「本行動規範」といいます。）は、Brooks Automation US, LLC およびその子会社、関連会社、グループ会社（以下、「Brooks」または「当社」といいます。）に適用されます。

Brooks は高水準のプロフェッショナルとしての行動と倫理を守ることを約束します。Brooks は責任ある企業行動を支持し、尊重し、その行動がそれらを侵害しないように努めます。

Brooks は、また、サプライヤーが、その場所を問わず、これらの基準を守ることを求め、持続可能な行動を改善するためにサプライヤーと協力します。Brooks は、自社の活動の社会的および環境的影響に責任を負うだけでなく、すべてのビジネスパートナーの活動の影響にも批判的な目を向けます。Brooks は、社会的および倫理的行動の特定の基準に従わない活動がどこで行われようとも、その活動の一部または当事者にならないことを保証したいと考えています。倫理的行動。Brooks のサプライヤーはこの目的を達成するために協力しなければなりません。

Brooks は、事前の通知なしに、独自の裁量で本サプライヤー行動規範を修正、改訂、中止、または終了する権利を留保します。

「サプライヤー」とは、Brooks およびその世界各国のグループ会社に製品および/またはサービスを提供する、または提供するよう要請される可能性

のある個人、企業、またはその他の事業体を意味します。本定義の目的上、「関連会社」には、サプライヤーを支配し、支配され、または共通の支配下にある会社または他の企業体が含まれます。また、「支配」とは、以下の会社または法人の株式または議決権の 50%以上の所有権または支配権、および/または経営陣を指名する権利を意味します。

「労働者」とは、サプライヤーがその事業を運営し、または製品もしくはサービスを Brooks に提供するために雇用、労働契約、従事、またはその他の方法で使用する個人を意味します。

2. Supplier の基準

Brooks は、全てのサプライヤーおよびその再委託先のサプライヤーが、事業を行っている国、州、地方で適用される法令を遵守することを期待しています。Brooks のサプライヤーに適用される最低基準は次の通りです。

労働

サプライヤーは、強制労働、拘束労働、囚人労働、軍事労働、または強制労働を使用、参加、または利用しないものとします。サプライヤーは、国際労働機関（ILO）が定義する児童労働を使用せず、児童労働に関するすべての国内法および国際法および規制を遵守するものとします。サプライヤーは、各従業員を尊厳と尊敬をもって扱うものとします。サプライヤーは、その役員及び従業員に、体罰、暴力による脅しをせず、また、その他の肉体的、性的、心理的、言語的な嫌がらせ、虐待、脅迫を使用し、またその役員および労働者に使用させないものとします。サプライヤーは、適用されるすべての反奴隷制および人身売買に関する法律、法令、規制、規範（これには、英国現代奴隷法 2015 を含みますが、これに限定されません。）を遵守するものとします。

結社の自由

サプライヤーは、労働者の利益を増進するため、罰則や違法な干渉を受けることなく、合法的かつ平穏な方法で結社、組織化、団体交渉を行う労働者の権利を認め、尊重するものとします。法令により労働者の結社および団体交渉の自由を抑制している国においても、サプライヤーは、独立した自由な結社、組織、交渉を実現するための同様の取り組みの発展を支援するものとします。

差別の禁止

サプライヤーは、業務の特性および努力の強さに基づいて、労働者を平等に扱い、報いるものとします。サプライヤーは、採用および雇用慣行において、人種、カースト、性別、国籍、社会的または民族的背景、婚姻状況、年齢、身体的または健康状態、性的指向、遺伝、身体的または精神的障害、組合への加入、政治的意見、宗教、またはその他の個人的特性や地位による差別を行いません。

賃金および福利厚生

サプライヤーは、適用されるすべての国および地域の賃金および福利厚生に関する法律を遵守し、労働に対する報酬について、最低限、最も厳格な法令および業界基準を満たさなければなりません。

安全衛生

サプライヤーは、適用されるすべての法令を遵守し、労働者に安全で衛生的な職場を提供します。サプライヤーは、関連部門特有の危険性を考慮しつつ、安全で衛生的、かつ健康的な職場環境を労働者に提供するものとします。労働者の事故や健康被害を防止するため、適切な措置を講じなければなりません。

環境

サプライヤーは、環境を保護する方法で業務を行うものとします。サプライヤーは、適用されるすべての環境に関する法令を遵守します。サプライヤーは、業務に必要なすべての環境に関する許認可を取得し、維持し、遵守するものとします。サプライヤーは、効率を最大化し、廃棄物を削減し、水とエネルギーを含む業務で使用される天然資源を節約するよう努めるものとします。

Brooks は、Brooks の紛争鉱物ポリシーおよびコンプライアンスプログラムの実施において、サプライヤーが全面的な協力と支援を提供することを期待します。企業責任に対する Brooks のコミットメントとその業務およびグローバルサプライチェーンにおける人権の尊重の一環として、Brooks の目標は、コンゴ民主共和国からの責任ある地域内鉱物調達を継続的に支援しながら、製品にコンゴ民主共和国の紛争に関与していないタンタル、スズ、タングステンおよび金（「3TG」）を使用することです。コンゴ民主共和国（以下「コンゴ民主共和国」）および隣接諸国からの責任ある鉱物調達を支援し続けます。「紛争鉱物」および「隣接国」は、「ドッド・フランク法」（「ドッド・フランク法」）第 1502 条に定義されています。

サプライヤーは、(a) サプライヤーが知る限り、コンゴ民主共和国または隣接国で産出された紛争鉱物は、製品の機能または生産に組み込まれていないこと、または必要でないこと。また、(b) サプライヤーは、これを確認するために合理的な原産国調査を行ったか、または行う予定であることを確認したこと。

サプライヤーが、その製品にコンゴ民主共和国またはその隣接地域から産出された紛争鉱物が含まれていることを知った（または合理的に知るべきであった）場合、以下の条件を満たすものとします。(i) Brooks に書面で通知しなければなりません。(ii) 鉱物がコンゴ民主共和国の紛争と無関係であるかどうかを判断するために、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の

責任あるサプライチェーンのための OECD デューデリジェンスガイダンスに準拠した、紛争鉱物の出所および保管経路に対するデューデリジェンス手段を実施しなければなりません。

Brooks の要請に応じて、サプライヤーは Brooks に十分な証明書、申告書、報告書、監査報告書（サプライヤーの下請業者および供給業者から受領したものを含む）、および現地調査のための会社サイトへのアクセス、および Brooks が(i)サプライヤーが本セクションの規定を遵守していることを独自に確認および検証し、(ii)すべての製品に関してドッド・フランク法（随時改正される可能性がある）および関連規制の要件を遵守することを許可するためのその他の情報および支援を提供します。

サプライヤーは、Brooks による要求後、指定された期間内に、要求された情報を年 1 回、および Brooks が適切と判断した時点で提供します。サプライヤーは契約上、その下請け業者および供給業者に以下の義務を負わせる。サプライヤーは、サプライヤーが本セクションを遵守するために必要なすべての情報および援助を提供することを契約上義務付けるものとする。

腐敗防止

サプライヤーは、取引関係において倫理的な行動をとることが期待されます。サプライヤーは、贈収賄、恐喝、その他の形態の汚職に関連する現地、国、その他の適用法令（米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corruption Practices Act）および英国贈収賄法（UK Bribery Act）を含むが、これらに限定されません）を遵守するものとします。

サプライヤーは、汚職または贈収賄に関連する行為を控えるものとし、意思決定や利益の獲得・維持に影響を及ぼすために、直接的・間接的を問わず、賄賂を申し出たり、約束したり、要求したり、受け取ったりしてはならないものとします。

公正な競争

自由で公正な競争は、グローバル・ビジネスの福祉に不可欠です。サプライヤーは、適用されるすべての独占禁止法および競争避止法を厳守します。

知的財産と守秘義務

サプライヤーは、会社情報、個人情報、機密情報、および知的財産権の保護、使用、公表、透明性に関して適用されるすべての法規制を遵守するものとします。サプライヤーは Brooks のビジネス情報の機密性を尊重し、積極的に保護するものとし、Brooks の知的財産権を保護するために必要な措置を講じるものとします。

データプライバシー

サプライヤーは、Brooks のために、または Brooks に代わって個人データを処理する場合、適用されるすべての個人情報保護およびデータ保護等に関する法令を遵守するものとします。サプライヤーは、Brooks の契約上の合意およびその他の適用される指示に従い、データを取り扱い、処理するものとします。また、サプライヤーは、収集、受領、または利用可能にした目的以外の目的でデータを処理しないものとします。サプライヤーは、偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示またはアクセスからデータを保護するために、常に適切な運用的、技術的、組織的対策を講じるものとします。

利益相反

サプライヤーは、Brooks（Brooks の従業員との取引の締結を含む。）との取引において利益相反、または利益相反と見受けられるような状況を避けなければなりません。また、サプライヤーは、Brooks の従業員と取引する際に贈答品や接待に関する Brooks の方針を遵守するものとします。

財務記録

サプライヤーは、適用されるすべての法律および規制、ならびに国際的に認められた会計基準に従い、正確かつ完全な財務および事業記録を維持するものとしてします。

管理システムおよび監査

Brooks は、本行動規範に記載されている基準の遵守を保証するために、サプライヤーが方針、手続、目標、研修、自己監視を含む管理システムを導入することを奨励します。Brooks は、サプライヤーの施設で監査を実施することにより、サプライヤーのコンプライアンスを検証することができるものとしてします。サプライヤーは、要求に応じて関連情報およびデータの提供を含め、このような監査に協力し、全面的に支援するものとしてします。サプライヤーは、本行動規範への不適合が疑われる場合、ブルックスに書面で速やかに通知するものとしてします。

輸出入規制

サプライヤーは、制裁措置、禁輸措置、商品および技術の送信または出荷を管理するその他の法令、政府命令、および政策を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての輸入および輸出管理法を遵守するものとしてします。サプライヤーは、Brooks との取引に米国の経済制裁の対象となる当事者が直接的または間接的に関与しないように対策を講じるものとしてします。

3. 不遵守に対する罰則

Brooks とビジネスを行うことの一部には、本行動規範の遵守が含まれます。Brooks は、サプライヤーが本行動規範を遵守しない場合、サプライヤーとのビジネスを解除する権利および Brooks が適切と考える追加的な手段を求める権利を留保します。

4. 報告

本行動規範に関連する問題を明確にするために、サプライヤーは発注書に記載された Brooks の連絡先に連絡するものとします。

サプライヤーは、懸念事項または非遵守事項を提起し、違反または不適切な行為の可能性がある場合、書面での報告、電子メール、電話（844-984-1747）、または Brooks の法務部に直接報告することにより、違反または不適切な行為の可能性を提起し、報告することができます。書面によって Brooks の法務部への書面による報告書は、「Brooks Automation の法律顧問が開封する」という文言が記載した上で密封して封筒に入れて送付してください。

Brooks Automation US, LLC :

15 Elizabeth Drive

Chelmsford, MA 01824

Attn: General Counsel

サプライヤーは匿名で報告することができますが、調査およびフォローアップを容易にするため、氏名および連絡先の詳細を提供することが推奨されます。

5. 承認

以下に署名したサプライヤーは、Brooks サプライヤー行動規範を受領し、本行動規範の内容に同意し、これを遵守することをここに承認する。

サプライヤーの名前 (完全な法的名称を含めてください)	
権限を有する代表者の氏名と役職	
日付	
署名	

本書は、Supplier の権限を有する代表者が署名し、Brooks に以下の宛先に返送してください。

電子メールアドレス: saim.mohammed@brooksautomation.com